

事務連絡  
令和3年4月28日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出等に伴う周知依頼について

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態措置を実施すべき区域とされたこと等を受け、下記1から4について周知依頼がまいりました。貴団体におかれましては、貴下団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（別添1）
2. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（別添2）
3. 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（別添3）
4. 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（別添4）

以上

緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県が対象区域とされるとともに、愛媛県がまん延防止等重点措置の対象区域とされたこと等を踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡  
令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、いずれも、4月25日から5月11日までを実施すべき期間とされました。また、宮城県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月11日まで延長することとされました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- (別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）  
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp  
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp  
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp  
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp  
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp  
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp  
hiroказu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp  
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp  
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

## 記

### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示

令和3年4月23日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年4月25日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月11日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

特定都道府県（東京都、京都府、大阪府及び兵庫県）と重点措置区域（宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県）についてテレワークの活用や休暇取得の促進等による「出勤者数の7割削減」をお願いするものです。

事務連絡

令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

4月25日、緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、4月25日から5月11日までを期間として、緊急事態宣言措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）とされるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に愛媛県が追加されました。

出勤者数の削減について、これまでの間の状況を見ると必ずしも十分でなく、首都圏や関西圏の駅の人流データによれば、昨年感染拡大以前と比較し、昨年春には約7割の減少となっていました。直近では首都圏及び関西圏で約2割の減少にとどまっています。

今回の緊急事態措置においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、人流の抑制につながる強い措置を実施するものです。その一つであるテレワークに関する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）の記載については、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」と改められました。

また、緊急事態措置区域の隣接地域への感染のしみ出しを防ぐため、基本的対処方針では、重点措置区域において、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」という記載が追加されました。

各府省庁におかれましては、緊急事態措置として、大型連休という機会をとらえて、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指すこととした趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組をお願いいたします。

## 記

1. 緊急事態措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについての周知・呼びかけ。
2. また、重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされていることについての周知・呼びかけ。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域について、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に関する改めての周知・呼びかけ。

### 【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者: 八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

MAIL: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（中略）

#### （3）まん延防止

##### 4）職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

（中略）

##### 8）重点措置区域における取組等

① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9）に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(中略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。

(中略)

#### 9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

(中略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。